

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年9月29日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、昭和40年8月、会社Aに雇用され、その後、昭和48年2月からBに所在した会社C（以下「事業場」という。）を最終粉じん事業場として離職する昭和57年2月まで、通算して約16年3か月間にわたり、鉱物等の掘削作業に従事していた。

2 被災者は、平成23年12月22日付けで、労働局長からじん肺管理区分「管理3ロ、PR4、F（一）、療養否」の決定を受けた。

被災者は、平成29年2月13日頃、犬の散歩中に転倒し、自力で帰宅後、同日、動けなくなり、D医療機関を受診し、「全身打撲、肺炎」と診断され、入院していたが、同年〇月〇日に死亡した。死亡診断書には、「直接死因：心停止」と記載されている。

3 本件は、請求人が、被災者に発症した疾病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、平成29年2月15日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付のほか、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年8月8日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病及び死亡が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

じん肺及びその合併症の療養等の認定基準については、昭和53年4月28日付け基発第250号「改正じん肺法の施行について」、昭和53年6月1日付け事務連絡「じん肺合併症に係る療養等の取扱いについて」及び平成15年1月20日付け基発0120001号「じん肺法施行規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「通達等」という。）のとおりである。

2 当審査会の判断

(1) 通達等によると、じん肺管理区分が管理2又は3と決定された者から労災保険給付の請求があった場合には、①粉じんばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者に発生したものであること、②合併症に係る審査の結果、じん肺に併発した疾病がじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条第1号から第6号までに掲げる疾病に当たるという2つの要件を充たすときには、業務上の疾病として取り扱うこととされている。

また、じん肺の合併症が原因となって死亡した場合のほか、じん肺の合併症が原因となって合併症に当たらない疾病を併発し当該疾病が原因となって死亡した場合は、業務上疾病による死亡として取り扱うこととされている。

(2) 被災者のじん肺管理区分をみるに、平成23年12月22日付けで労働局長が「エックス線写真の像 PR4 (A、B)」、「じん肺管理区分 管理3ロ」として決定している。

また、E医師は、平成29年9月19日付け意見書において、要旨、「被災者

の平成29年2月までに撮影された画像においても、大陰影Aにとどまる。」と意見していること、F医師も、平成30年6月18日付け意見書において、「じん肺の病像としてはおおむね安定して推移している。」旨意見していることから、被災者のじん肺の画像所見は安定していたものと認められる。

さらに、被災者の肺機能について、G医師は、平成29年7月1日付け意見書において、要旨、「肺炎にり患したときに呼吸機能障害があった。」と意見していること、E医師、F医師の両医師とも被災者には著しい肺機能障害があったとは認められない旨意見していることから、被災者にはじん肺による著しい肺機能障害があったとは認められない。

(3) 次に、被災者がじん肺の合併症にり患していたか否かをみるに、被災者に係る診療録及び看護記録で疑われるのは、「肺がん」及び「続発性気管支炎」であることから、以下検討する。

ア 肺がん

請求人は、G医師から肺がんだらうと言われたと申述しており、確かに○年○月○日付けの死亡診断書には、死亡の原因として「肺癌の疑い」と記載されている。

しかしながら、その診断の根拠は、画像所見や腫瘍マーカー陽性といったものにとどまり、確定診断とはいえない上、H医師は、平成29年4月15日、「約10年前、大腸癌にてオペ施行ありとのことで、肺転移と思われる。」旨被災者の家族に説明しており、原発性のものに当たると認めることは困難であることから、被災者について、じん肺法施行規則第1条第6号の合併症にり患していたとは認められない。

イ 続発性気管支炎

被災者の看護記録をみると、痰がらみが著明とあり、「白黄色の粘稠痰中等量あり」等の記載が散見される。

しかしながら、被災者は、平成29年2月13日頃転倒し、「全身打撲、肺炎」と診断されているところ、肺炎によっても粘膿性痰は出ることがあること、更には被災者の白黄色の粘稠痰が粘膿性痰1度以上の痰であったと認めることができなかったことからすると、被災者について、じん肺法施行規則第1条第3号の合併症にり患していたと認めることは困難である。

- (4) そうすると、被災者は画像所見上じん肺管理区分3口と認められるものの、じん肺による著しい肺機能障害は認められず、また、じん肺の合併症にはり患していなかったことから、業務上の疾病にはり患していたとはいえないし、じん肺及びその合併症のために療養を要する状態にあったということもできない。
- (5) したがって、被災者は、労災保険法第14条に定める「業務上の疾病による療養のため労働することができない」という休業補償給付の支給要件を満たさない。
- (6) そして、業務上の死亡とされるためには、業務上の負傷によるものを除くと、業務上の疾病にり患しており、当該疾病が原因で死亡することが必要とされる場所、上記のとおり、被災者は業務上の疾病にはり患していなかったから、その死亡は業務上の事由によるものということとはできない。
- (7) なお、医学的意見をみるに、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との因果関係について、G医師は「わからない」と回答しつつ、死亡診断書には、死亡の原因として「肺癌の疑い」と記載している。

一方、F医師は、症状経過や治療の内容等を踏まえた上で、要旨、「死亡原因としては肺炎によるものと推測することが妥当」と意見し、「経過中に肺炎を再燃したことが、死亡に至った主な原因として考えられ、じん肺（合併症を含む）が相対的に有力な死亡原因になったとは考えられない」と意見している。

さらに、上記のとおり、被災者のじん肺所見は管理区分決定当初から著変なく推移していること、被災者にはじん肺による著しい肺機能障害が認められないこと及び被災者はじん肺の合併症にり患していたとは認められないことからすると、いずれにしても被災者の死亡は、業務上の事由によるものということとはできない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月31日